

筑西市サテライトオフィス等誘致推進補助金

❁ 対象事業 ❁

市内の指定地域に存する空き店舗等を購入、又は賃借し、サテライトオフィス又は本社機能の全部を有する事務所（以下「サテライトオフィス等」という。）を開設する事業

※指定地域とは、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域のうち、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び商業地域です。

❁ 対象者 ❁

下記の要件を全て満たす、筑西市外に本社を有する法人

- ・申請時において**2年以上**継続して事業を行っており、筑西市内に事務所又は事業所を有していないこと
- ・日本標準産業分類に定める中分類のうち、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業その他市長がサテライトオフィス等による事務所の開設を可能と認める業種であること
- ・サテライトオフィス等を開設しようとする空き店舗等について都市計画法の規定に基づく許可を受ける必要がある場合には、当該許可を受けること
- ・サテライトオフィス等の開設後、当該開設した事務所において**3年以上**事業を継続する意思があること
- ・筑西市暴力団排除条例に定める暴力団等でないこと

❁ 対象経費 ❁

サテライトオフィス等の開設に要する費用のうち、下記に掲げる経費

- ・事務所の改装に要する経費
- ・インターネット環境その他の通信環境の整備に要する経費
- ・備品、事務機器等の購入及び運搬に要する経費
- ・空き店舗等の購入に要する経費（仲介手数料、不動産登記費用その他の諸経費を除く。）
- ・空き店舗等の賃貸借に係る1月分の家賃、管理費及び共益費並びに敷金及び礼金

❁ 補助金額 ❁

最大**100万円**（対象経費の**2/3**）

❁ 申請方法 ❁

着手前の申請が必要です。
事前にご相談ください。

詳しくはこちら！



問合せ先

筑西市役所 経済部 商工振興課 〒308-1686 茨城県筑西市丙 360 番地

電話 0296-54-7011 FAX 0296-20-1186 E-mail shokou@city.chikusei.lg.jp